

# 次期基本計画における 基本的な方針について

平成29年8月24日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# I 基本計画における基本的な方針とは

## 統計法第4条第2項

基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針※
- 2 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

※ 「基本的な方針」とは、公的統計の整備に当たっての方向性や各行政機関が共通して対応すべき横断的かつ重要な課題を指す。（統計法逐条解説抜粋）

## 第I期基本計画における基本的な方針

### 1 公的統計が果たすべき役割

「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（統計法第1条）

### 2 公的統計の現状・課題

- ① 「証拠に基づく政策立案」(EBPM)に対する社会的要請の高まり
- ② 経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子高齢化の進展等
- ③ 調査環境の変化への対応
- ④ 統計利用ニーズの多様化への対応
- ⑤ 統計リソースの確保・有効活用

### 3 施策展開に当たっての基本的な視点

- ① 統計の体系的整備
- ② 経済・社会の環境変化への対応
- ③ 統計データの有効活用の推進
- ④ 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

公的統計の「有用性の確保・向上」(ニーズに応じた統計の的確な整備)を目標に、各府省が一体となって基本的な視点に基づく各種の施策を展開

# Ⅱ 第Ⅱ期基本計画における基本的な方針

## 社会・経済情勢の変化

- ◇ 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備
- ◇ 東日本大震災等、緊急時における対応能力の強化
- ◇ 国際動向への対応や国際比較可能性の確保・向上
- ◇ 地方分権を踏まえた地域統計の整備・拡充
- ◇ 調査環境の悪化防止や調査員の負担軽減を図るための統計調査の質の向上、報告者負担の軽減、IT化等調査手法の改善、統計作成過程の一層の透明化等の推進

公的統計を取り巻く環境は一層厳しさを増す中、  
各種の要請に対応することが必要

## 第Ⅱ期基本計画における基本的な方針

- 公的統計は、「証拠に基づく政策立案」(EBPM)を推進し、学術研究や産業創造に積極的な役割を果たすことが求められているとの認識の下
- 第Ⅰ期基本計画における重要な目標である「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進
- 各種の要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計の作成・提供するため、基本的な視点を、より一層重点化・明確化し、取組全般の横断的な方針と位置付け
  - ① 統計相互の整合性の確保・向上
  - ② 国際比較可能性の確保・向上
  - ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
  - ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
  - ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

# Ⅲ 近年の公的統計を巡る環境の変化

## 統計改革の基本方針 (平成28年12月21日・経済財政諮問会議)

- ◇ 正確な景気判断のためのGDP統計を軸にした経済統計の改善
- ◇ 府省横断的な統計整備の推進
- ◇ 統計委員会・統計行政部門の強化等
- ◇ 公的統計の整備に関する基本的な計画の前倒し改定
- ◇ 統計改革推進会議 (仮称) の設置

※ 統計改革の基本方針には、①GDP統計に用いられる基礎統計改善、②GDP統計の加工・推計手法等の改善、③新たなデータ源の活用と統計利用者の利便性向上、④経済統計改善のための体制強化に係る具体的な工程表や方向性を記述した経済統計の取組方針が添付

## 統計改革推進会議最終取りまとめ (平成29年5月19日統計改革推進会議)

- ◇ EBPM推進体制の構築
- ◇ GDP統計を軸にした経済統計の改善
- ◇ ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進
- ◇ 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

## 経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)

- ◇ 「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案 (EBPM) と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進
- ◇ GDP統計を軸にした経済統計の改善、ユーザの視点に立った統計システムの再構築と利活用の推進、報告者負担の軽減と統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化などの取組を推進 等

# IV 次期基本計画における基本的な方針の審議ポイント

## 審議に当たって留意が必要と考えられる事項

- 統計改革の基本方針、統計改革推進会議最終取りまとめ等における議論・指摘の方向性は、従来の基本計画における基本的な方針（統計の有用性の確保・向上）や、具体的な取組（国民経済計算の整備、産業関連統計の体系的整備、事業所母集団データベースの整備、データの高度利用環境の整備など）とも整合しているところ
- 次期基本計画期間中においては、統計改革の基本的な理念等も踏まえ、統計委員会を中心に、各府省が一体となって取組の推進を図ることが必要

## 基本的な方針の審議ポイント（案）

- 「統計の有用性の確保・向上」（ニーズに応じた統計の的確な整備）は、EBPM推進との関係においても、より一層重要な目標、方針と考えられるのではないか。この有用性の確保推進に当たっては、個別の行政目的に加え、様々な主体に広くかつ有効に活用されることや、取組全般の横断的な方針として、実現を目指すべきではないか
- また、各種の指摘を踏まえ「社会・経済情勢の変化」を整理した上で、この目標・方針を達成するために必要な施策展開に当たっての「基本的な視点」を抜本的に見直してはどうか
- さらに、基本計画部会や国民経済計算体系的整備部会における議論を踏まえ、基本的な視点に沿った主な施策や、関連する政府方針等を記述することとしてはどうか

（審議のたたき台としてのイメージは、別紙参照）

# 次期基本計画における基本的な方針（イメージ）

## 社会・経済情勢の変化

- ◇ 証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進するための統計の整備・改善への要請
- ◇ 正確な景気判断や経済・雇用の動向をより適時・的確に捉える統計の整備・改善への要請
- ◇ 府省横断的な統計整備の推進や国際動向への的確な対応への要請
- ◇ 各種データの利活用や統計等データの利活用促進への要請
- ◇ 報告者負担の軽減と統計業務・統計体制の見直し・業務効率化、基盤強化への要請

## 次期基本計画（基本的な方針）

### 統計の有用性の確保・向上

＜施策展開に当たっての基本的な視点＞

EBPMや統計ニーズへの的確な対応

GDP・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上

ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

＜次期計画の主な施策例＞

- ・生産面を中心に見直したGDP統計への整備
- ・ビジネスサーベイの整備
- ・生産物分類の整備
- ・オンサイト施設の構築
- ・事業所母集団データベースにおける法人番号の整備と利活用の促進 など